

## 災害時の障がい者支援用バンダナを配布しています

災害時支援用バンダナを障がい福祉課で無料配布しています。身に着けることで災害時、周囲に支援が必要であることを一目で伝えることができますので、ご活用ください。

詳しくは、障がい福祉課 (☎47-7162) へ。



### 障がいの区分に応じてご利用を

黄色いバンダナの四隅には、右の4種類の言葉を記載。折り畳んで、利用できます。

- 目が見えません
- 耳が聞こえません
- 障がいがあります
- 医療的ケアが必要です

## 重度の障がいがある人が必要とする 災害時「非常用電源装置」などの 購入費を助成します

人工呼吸器などの電源が必要な医療機器を在宅で使用する重度の障がいがある人が、災害時の停電に備えて、非常用電源装置などを購入する費用を助成します (購入前に申請が必要)。

助成額や申請方法など詳しくは、障がい福祉課 (☎47-7298) へ。

**\*対象** 市内に住民票があつて在宅生活をしている人 (福祉施設等に入所しており、自宅へ一時外出する人を含む) で、災害対策基本法による「個別避難計画」が策定されており、①②のいずれかの要件に該当する人

- ①呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている
- ②生命・身体機能の維持のため、電源が必要な医療機器を使用していることを医師が証明できる

## 9月10～16日は「自殺予防週間」 みんなで守る大切な命

悩みや不安を抱えていませんか。誰かに話すことで、つらさが和らぐことがあります。一人で悩まず相談機関にご相談ください。身近な人が早期に自殺のサインに気付いて対応することも大切です。

### ●自殺のサイン

- ・口数が減って、元気がない
- ・食べる量が極端に少なくなる、大量のお酒を飲むようになる
- ・身なりや健康に気を遣わなくなる
- ・身の回りのものを片付けだす



### ●サインに気付いたら

- ・声をかけて悩み事を話してもらおう
- ・しっかり話を聞き、落ち着いて受け止める
- ・医療機関やカウンセラーなどの専門家につなぐ

気軽に相談ください

▶よりそいホットライン (☎0120-279-338)

\*とき/24時間対応

▶いのちの電話・ナビダイヤル (☎0570-783-556)

\*とき/毎日午前10時～午後10時

▶いのちの電話・フリーダイヤル (☎0120-783-556)

\*とき/毎日午後4時～9時、毎月10日は午前8時～翌日午前8時

▶西濃保健所「こころの相談」

\*とき/毎月2回 午前10時～11時30分 (要予約)

\*申込/同施設 (☎73-1111 内線295) へ

▶大垣市保健センター「こころの相談」

\*とき/毎月第2火曜日 午前9時～11時 (要予約)

\*申込/同センター (☎75-2322) へ



そのほかの相談窓口は市HPをご覧ください



## 上・下水道の使用開始・中止の 申し込みはお早めに

問合せ/水道料金等お客様専用窓口 (☎71-8848) へ

<平日の午前8時30分～午後5時15分>

引越しなどで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です (井戸水による下水道使用も含む)。

お早めに、水道料金等お客様専用電話へ連絡してください。

使用開始・中止する3営業日前から1か月前までの期間は、インターネットで24時間申し込みが可能です。市HPのオンラインサービス「水道等開始・中止申込専用ページ」からお申し込みください。

### 水道等の申込専用ページ



スマートフォン用



携帯電話用

運営/大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ(株)」

## 水道料金などのお支払いは口座振替が便利です!

「Web口座振替受付サービス」をご利用ください

水道料金などのお支払いは、口座振替が便利で安心です。市内金融機関窓口で申し込みができますので、ご利用ください。

現在、上・下水道を利用している人は、自宅のパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、手軽に口座振替の申し込みができます (一部金融機関を除く)。市HPのオンラインサービス「Web口座振替受付サービス」からお申し込みください。なお、新たにJAにしみの (西美濃農業協同組合) も申し込み可能になりましたので、ぜひご利用ください。



申込ページ

## 年金生活者支援給付金制度

新規対象者には手続きの案内が届きます!

年金生活者支援給付金は、公的年金の収入などが一定の基準以下の年金生活者を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。

今年度から新たに対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月から順次届きます。同封のはがき (年金生活者支援給付金請求書) に必要事項を記入して切手を貼り、郵便ポストへ投函してください。すでに年金生活者支援給付金を受給し、今年度も受給要件を満たす場合は、手続きは不要です。

詳しくは、給付金専用ダイヤル (☎0570-05-4092) または大垣年金事務所 (☎78-5166) へ。



## 心身障害者医療費助成制度 受給者証の更新

心身障害者医療費助成制度の対象者 (下表) に、新しい受給者証と更新申請書を、9月初旬に発送します。

郵送された申請書に、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください (窓口での申請は混雑が予想されます)。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、9月30日です。10月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。また、有効期限の切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、国保医療課福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140) へ。

### 対象者

身体障害者手帳 (1～3級)、療育手帳 (A1～B1)、精神障害者保健福祉手帳 (1・2級) のいずれかをお持ちの人  
※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり